

参考資料6
第4回事業推進部会資料

PFI事業の事後評価等に関する基本的な考え方
(案)

令和2年1月

民間資金等活用事業推進委員会

事業推進部会

< はじめに >

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の施行から約 20 年が経過し、法施行初期に実施した PFI 事業の多くが期間満了を迎えつつある。これらの事業はいったん PFI 事業としての事業期間が終了するものの、当該公共施設等の管理者等は、引き続き、当該施設等を有効に運営・活用していかなければならず、民間の創意工夫を活用することが有効な場合には、PPP/PFI などの手法を検討すべきである。（6. 参照）

このため、事業期間満了後の当該施設の運営・活用方法の検討にあたっては、適切に事後評価等を実施し、PFI 事業における課題や反省点を明らかにし、今後の事業方式の選定や事業内容の改善に活かすことが必要不可欠である。また、事後評価等の結果は、その後、類似の PFI 事業を実施しようとする管理者等にとっても非常に有益な情報となり得るものと考えられる。

本資料は、内閣府に設置された民間資金等活用事業推進委員会事業推進部会において議論された期間満了 PFI 事業の検証をベースとして、公共施設等の管理者等が PFI 事業の期間満了に伴う事後評価等を実施する際に参考となる基本的な考え方をとりまとめたものである。

1. 基本的な考え方

- ・ 事後評価等の結果については、その後、当該施設の運営・活用方法等の改善に活かされるとともに、類似事業を新たに実施しようとする管理者等にとっても参考となることを十分に意識し、客観性、中立性、透明性が確保されたものとなるよう努める必要がある。
- ・ PFI 事業の事後評価にあたっては、特別な手続き・体制等は必ずしも必要ではなく、PFI 事業におけるモニタリング（「モニタリングに関するガイドライン」参照）による情報収集や評価体制を活用しつつ、必要に応じ評価項目等を追加し、実施することが効率的である。

2. 実施時期

- ・ 事後評価等の結果については、事業期間満了後の施設等の運営・活用方法の検討の重要な材料となり得るものである。このため、同検討を始める前の段階（事業期間完了の概ね 3 年程度前）に取りまとめることが望ましい（ただし、事業期間が短く、事業期間完了前に評価を行うことが合理的でない場合は除く。）。
- ・ 事後評価等を実施するためには、事業期間中、必要な情報の蓄積が重要である。4. で挙げられた評価項目や既に蓄積しているモニタリングデータの項目などを参考にしつつ、あらかじめ評価項目を定め、事後評価等を開始する前に必要な情報を整理しておく必要がある（今後行う事業については、4. を参考にしつつ、評価項目を事業開始前に定め、モニタリングを活用して定期的に必要な情報を蓄積するシステムを構築しておくことが望ましい。）

3. 実施体制等

- ・ 評価にあたっては、外部有識者へのヒアリングなど行うことにより評価に客観性及び中立性を確保することが望ましい。特に、定性的評価などで有効と考えられる。
- ・ モニタリングにおけるデータや外部有識者会議を活用するなどし、効率的かつ継続可能な情報収集や評価体制を整備することが重要である。過度にコスト等をかけることを避け、職員が自ら実施できる体制・手続きを構築することが望ましい。
- ・ 評価にあたっては、公平性を期すとともに、今後の事業スキームの構築等の参考とするため、民間企業からの意見も聴取することが有効である。なお、民間企業から意見を聴取するにあたっては、外部有識者が直接聴取するなどにより、中立性が担保されるよう配慮がなされる必要がある。
- ・ 期間満了後の当該施設の運営準備で特に注意が必要な事項として以下が挙げられる。これらの項目は、モニタリングを活用して定期的に必要な情報を蓄積しておくことが望ましい。
 - ① 修繕履歴の整理
 - ② 備品・資産台帳の策定
 - ③ 経費・数量の内訳の整理（積算等の参考となる情報など）
- ・ 今後の施設の運営・活用方法の検討体制については、発注担当部局のみでなく、必要に応じ、部局外の人材も活用し、体制を構築しておく必要がある（例：引き渡し前修繕や次期修繕計画検討のために庁内建築職職員やアドバイザーを体制に組み込むなど）。

4. 評価項目

- ・ モニタリングにおけるデータを活用するなどし、情報の蓄積・整理を行うことが有効であるが、事後評価における基本的な評価項目としては、一般的には、以下の項目が考えられる
 - ① 事業目的の達成状況及び契約内容の履行状況（要求水準や事業者提案の達成状況、管理者等の担当者へのヒアリングなど）
 - ② SPC の経営状況（SPC の決算報告書の確認など）
 - ③ 施設の利用状況（利用者数、施設稼働率など）
 - ④ 利用者の評価等（利用者の満足度調査結果、苦情件数など）
 - ⑤ その他の効果（コミュニティ活動の促進、地元企業の成長支援など）

- ・ 今後行うモニタリングデータを活用する場合には、モニタリング計画でモニタリングすべき項目や項目別の頻度を定めることで、担当者の異動があっても自動的に継続できるようにすることが重要である。
- ・ VFM に関しては、民間事業者選定時の VFM が期待通りに実現したかどうか等について確認することが重要である。ただし、事業開始当初と比べ、利用者の増減による公共側の収入の変化、契約額や契約内容に関する大幅な変更等がない場合には、改めて細かい算定までを行う必要はないと考えられる。

5. 結果の公表

- ・ とりまとめた事後評価等の結果については、広く国民に周知すべき情報であるとともに、他の管理者等が PFI 事業を実施する上で、非常に有益な情報となるため、原則、公表すべきである。

6. 今後の事業方式等の検討にあたって

- ・ 建設や大規模改修を伴う事業や、民間企業の創意工夫による利用料金収入の増加、ひいては公共の収入の増加等に寄与する事業などにおいては、引き続き、PFI 事業等を検討することが望ましい。
- ・ 事業者公募の際には、サウンディング等を行いつつ、企業の求める情報を把握し、それらをできる限り提供するように努める必要がある。
- ・ 安易な前例踏襲に陥ることなく、事後評価等で指摘された課題や改善点を踏まえ、要求水準や事業内容の改善に努める必要がある。